



## 日本看護図書館協会の組織検討 —役員等の輪番制導入を中心に—

吉見 八重

### I. はじめに

日本看護図書館協会（以下、本会）は、1991年に看護図書館協議会の名称をもって発足したが、その後、会員数、事業活動ともに大きく伸展し、現在では発足当初の約7倍の会員数を擁する団体となった。

創立10年を経過した2000年、本会は組織検討委員会を設置し、組織の見直しを実施することとした。これは、増大した会員数と事業に対応しうる組織と制度を確立することにより、本会の円滑な運営を目指したものであったが、この検討の結果、本会は、2003年度より新会則のもと、新体制による運営を開始するに至った。

新会則においては、本会の運営体制を確立するために、直接的運営にあたる役員等の役割と位置付けを明確にしているが、そのなかで、従来より課題となっていた選出方法については輪番制を導入することとしている。ここでは、輪番制導入の経過について報告する。

### II. 看護図書館協議会（1991～2002）

看護図書館協議会は、1991年、「看護の教育と研究に寄与する役割を担う図書館としての質の向上と発展」を目的として設立された。

会員は、団体会員、個人会員、賛助会員から成り、設立当初の1992年の会員数は、団体と個人で26であったが、その後会員数は急激に増加し、2002年6月には団体会員115、個人会員61、

賛助会員5となり、計181の会員を擁するに至った。

看護図書館協議会は、総会の開催、会報の発行、研究会の開催、会員実態調査、会誌「看護と情報」の発行、相互協力のための目録および便覧の発行、重複雑誌交換、ビデオ監修などの事業を年々拡大しつつ実施しており、これらは、必要性および有効性の高い事業として、協議会内外からの評価を得てきた。

### III. 組織検討（2000～2001）

看護図書館協議会設立後10年、会員は急激に増加し、事業は年々拡大していったが、このことは運営や事業を担当する役員等の業務量の増大につながっていった。

特に会員の多数を占める看護系図書館は、職員数の少ない小規模図書館であり、このような図書館が役員や事業を担当しなければならない場合、本来の図書館業務にも大きな支障をきたすため、それらを引き受けることはできないとする会員が多く出るという問題が表面化してきた。

また、会員の増加と事業の拡大は、運営上で発生する問題を複雑化・多様化していき、看護図書館協議会の会則（全7条）と運営要領（全4項）で解決することを困難としていた。さらにこの会則等では、担当者の解釈次第で運営の方向性が異なる事態も生じかねないという懸念があった。

これらの状況から、本会は、2000年度より組織検討委員会を設置して、組織の見直しを実施

することとした。

組織検討委員会では、

- ①発足当時の少数の会員での組織体制と会則を、多数の会員を擁するに至った本会の維持運営に適用することは困難であること。
- ②設立の目的を達成し、より一層の発展をしていくためには、会員および事業規模に見合った組織と制度による運営が必要であること。
- ③会員構成が多数の小規模図書館によることから、単に管理・運営組織を大きくすることによって解決できるものではないという現実を考慮する必要があること。

以上について確認した後、問題解決のための糸口を次の通りとした。

- ①懸案事項の決定に時宜を逸することのない強固な組織体制を整備確立すること。
- ②些細なことで動揺しない制度(会則や諸規程)を整備すること。
- ③これらが看護図書館協議会の“身の丈”に合致したものであること。

これらに基づき、会則および細則の整備により組織を再編成する方法で2年間にわたる作業を実施し、2002年度の総会に新会則案を提出した。

新会則案は若干の修正の後承認されたが、これを施行するにあたっては、会則の大幅な変更による運営上の混乱を招くことのないようにするため、1年間の準備期間を置くこととした。この間、総務担当幹事のもとに新会則移行準備ワーキンググループを設置し、新会則施行のための内規や業務マニュアルを作成して体制を整えていったのである。

なお、組織検討および移行準備については、次のメンバーにより行われた。

2000～2002年度 組織検討委員会

奈良岡功 (自治医科大学 2000年度委員長)

吉見八重 (愛媛県立医療技術短期大学 2001年度委員長)

阿部由美子 (市原看護専門学校)

六本木淑恵 (聖路加看護大学)

2002年度 新会則移行準備ワーキンググループ

総務担当幹事 松村恭二 (東海大学医療技術短期大学)

2000～2001年度組織検討委員会メンバー

#### IV. 日本看護図書館協会 (2003～)

本会は、2003年度より、看護図書館協議会から日本看護図書館協会と名称を変更し、新会則のもとでの活動を開始した。

組織の再編成を目指して作成した新会則および細則は、旧会則を抜本的に改正するものとなった。その主たるものは次の通りである。

##### 1. 名称の変更

本会は、その設立の目的のために会員が協力して組織しこれを維持する団体であることを明確にするため、「協議会」の呼称より「協会」が適切であるとして、名称を「看護図書館協議会」から「日本看護図書館協会」と改称した。

##### 2. 運営組織に関する整備

運営の中心となる理事の種類、選出、職務、任期について明確にするとともに、審議・検討機関としての理事会を強化した。

また、事業を担当する各委員会について、その種類、所管事項、位置付け、選出方法等を明らかにした。

##### 3. 会員に関する事項の整備

団体、個人、賛助の会員資格基準とともに、各会員の義務と権利について明確にした。

#### V. 役員等の輪番制導入

本会の直接的な運営は、会長、理事、監事で構成する理事会によって行われ、さらに、本会が実施する各事業は、事業ごとに設置される委員会において遂行される。

役員および委員会の内訳は次の通りである。

会 長：1名

理 事：7名 (総務、事務局、会計、教育・研究、広報・出版、企画・調査、地区会担

当の各理事)

監 事：2名

委員長：5名（教育・研修、図書館協力、機関紙「看護と情報」編集、広報、統計・調査担当の各委員長）

2003年度施行の新会則では、これらの職務等について明確に規定し、そのなかで選出方法については、会長を除き原則として輪番制とすることを定めている。

### 1. 輪番制移行の経緯

本会は、発足直後より活発な事業を展開してきたが、それらを支えてきたのは、発足当時の関東地区を中心とする少数の会員の力によるものであった。少人数であったため、当時の総務、研究会、会報、会計担当の役員を選出するにあたっての規定等は特に設けることをせず、会員の了承を得ながら役割を分担していたのである。

このような努力が実り、本会の会員数は順調に増加し、会員にとって有効な各事業が遂行されていった。

本会の立ち上げから一定の期間が過ぎ、運営も安定してきた頃、運営方法についての変化が起り始め、役員や事業の担当を、関東地区以外の会員にも割り振る方向にすすんでいった。

しかし、本会の会員の多数は小規模の図書館（室）で、職員数が1名もしくは2名、さらには臨時職員や嘱託の職員のみで運営されている図書館（室）も少なくない。このような状況にあっては、会員として役割を果たすべきとの認識は持ちつつも、役員を引き受けることは、会員にとって大きな負担となることから、依頼があっても辞退する会員が多数出る結果となっていた。

役員の任期は2年であるが、次期役員候補を選出する時期には、引き受け先を見つけるために役員全員が奔走することが常であったため、このことは組織検討時の大きな課題として取り上げられることになったのである。

### 2. 輪番制移行に向けて

役員選出方法は、指名や推薦による方法、輪番による方法など、各団体によって異なるが、本会は、役員が次期役員候補を推薦し総会の承認を得る方法をとっており、これが前述の通り限界に達していた。

この状況をふまえて、本会は役員選出方法を団体会員による輪番制にすることとしたが、その主たる理由は以下の通りである。

①役員等の交替時に、計画的かつスムーズな交替が可能であり、会員は役員等の時期が何年後にあるか予定することができる。

②本会の運営や事業は、会員全体であたることが原則であり、これを実現する方法として輪番制は有効である。また、これを会員自らに認識してもらうことにもつながる。

しかしながら、本会の団体会員は、大学と専門学校のようにその機関の設置母体や規模が大きく異なり、さらに多くの図書館は職員数が最小人数におさえられている。そのため、一律に輪番制をとって役割分担をすると、無理を生じ、会員の抵抗が大きくなることは明らかである。

そのため、本会では、会員の理解を得るため、導入前には説明会の開催や資料による説明を実施した。

結果、本会では、輪番制を原則としつつも、個々の団体会員の状況を考慮して一部調整を行うというゆるやかな面をもつ方法をとることとなったのである。

また、輪番制は、役員等とともに総会および研究会開催時の会場提供校にも適用することとなった。

### 3. 輪番表の作成

輪番表は、役員（理事および監事）、常設委員会委員長、総会および研究会開催時の会場提供校を決定するための基礎となるものである。

輪番表作成にあたっては、

①会員を東日本地区と西日本地区に区分

②大学・短期大学、専門学校・卒後機関のグループに構成

③役員経験校と未経験校で区分

以上によって順位付けをし、次に役員、委員長および委員、会場（総会・研究会）の決定のルールを定め、これらを「輪番表作成の基準」としてまとめた。

この基準では、輪番の対象、輪番の順位、具体的方法、特例事項や輪番の調整方法を明記し、順位の決め方等について、会員の理解を得られるように留意している。また、輪番制を受け入れることができない場合は、その理由として、閉校が予定されているときおよび業務上多大な支障があり、その理由を明確にできるときのみと定めている。

#### 4. 輪番制を実施して

「輪番表作成の基準」に基づき作成した輪番表は、会員に配布し、各会員は何年先にどのような役割を果たすことになるのかがわかるようにした。

しかし、輪番制を実施する段階になると、会員各館にはさまざまな事情があることが判明して、輪番表の順位どおりに決定することはできず、また、事前の説明等があっても、会員は輪番制の順位がまわってきたことに対する戸惑いがあり、導入時の輪番表の適用の難しさを知ることになった。

導入時にはこのような混乱をみたものの、今後は、会員の輪番制の認識が確実に深まってい

くことから、輪番表は次第に定着し、その成果があがっていくものと期待している。

#### Ⅵ. おわりに

日本看護図書館協会は、2003年度より新会則のもとでの運営がスタートした。

新会則は、それまで明確にされていなかったさまざまな事項を多く盛り込んだものとなったが、そのなかでも、役員等の選出にあたり輪番制を明記したことは、会員全員にとって注目すべき事項であったと考える。

いずれの団体にあっても、小規模な団体から大規模な団体へと成長する過程において、運営上の諸問題が発生するのが常であるが、本会では、役員選出については避けることのできない大きな問題点であったのである。

本会のような「専門職能団体」としての目的を持つ団体においては、会員全員の理解・協力・参加によって、その存在が意義あるものとなるのであり、本会の直接的な運営に会員が輪番で参加することは、会員全員の声の集約につながることになる。

このことは、今後、日本看護図書館協会が、会員のための団体として真に有用なものとなるためにもっとも必要なものであると考える。